（酪農経営災害緊急支援対策事業（中央酪農会議補助事業）に係る貸付申請書の様式）

令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理　事　長　　飯　髙　　悟　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領及び公益財団法人畜産近代化リース協会畜産導入促進負担リース実施要領に従い、令和　　年度において下記の機械施設について、酪農経営災害緊急支援対策事業（中央酪農会議補助事業）に係る業務方法書附則第４項の適用対象となる貸付けとして、貴協会からの貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

　なお、貸付契約締結の上は、上記各規程及び貸付契約書の各条項を遵守することを誓約いたします。

記

１　借受者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業所の所在地 | 〒 |
| 役　 員　 氏　名 | 別紙のとおり |
| 設　立　年　月 日 |  |
| 資 本 構 成 内 容 |  |
| 事　業　の　区　域 |  |
| 電話・ＦＡＸ番号 |  |
| 担　当　者　氏　名 | （担当部課名　　　　） |

２　貸付希望機械施設

　　（注）１ 機械施設名欄は、再貸付けの有無別に記入すること。

　　　　　２ その他の経費欄は、据付工事費等その他の経費を含めてリースを希望する場合に記入すること。

３　機械施設の明細

別添のとおり

４　最終借受者から徴収する転貸に係る事務手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 負担残取得価額に対する割合 | % |

　　（注）転貸に係る事務手数料を徴収しない場合は、「なし」と記載すること。

５　添付書類

①　当該貸付施設につきに係る補助金の交付の決定がなされたことが明らかとなる書類（中央酪農会議からの補助金の交付の決定に係る通知書の写し（当該通知後に提出すること。））

②　申請者（指定生乳生産者団体等を除く。）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書等）（注１）

　　　③　再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し（注２）

　　　④　再貸付けを行う場合は、最終借受者に係る別紙１の「最終借受者の概要」（注１）

　　　⑤　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）

⑥　信用保険に加入する場合は、畜産近代化リース協会信用保険制度要領（平成23年4月28日付け23リース協畜第55号）別紙様式に必要事項を記入した信用保険加入に係る依頼書

⑦　借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による別紙２の「公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の第三者への提供に関する同意書」（注１）

⑧　再貸付手数料の振込口座を記した書類

⑨　その他協会が指示した書類

　　　　（注１） ②、④、⑦及び⑧の書類については、当該年度の最初の申請と変更がない場合は、省略することができる。

　　　　（注２） ③の書類については、当協会の借受実績のある借受者の場合は、内容に著しい変更があるときを除き、省略することができる。

別添

３　機械施設の明細



別紙１

**最終借受者の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| 最終借受者の氏名（満年齢）又は法人の名称 |  |  |
| 住所又は所在地 | 〒 | 〒 |
| 代表者の氏名  及び生年月日（満年齢） | ― | （満年齢　　　歳） |
| 電話番号  （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） | TEL  （　　　　　　　　） | TEL  （　　　　　　　　） |
| 就農開始年月  又は設立年月日 |  |  |
| 家畜飼養頭羽数 | 乳用牛　　　　（頭） | 乳用牛　　　　（頭） |
| 肉用牛　　　　（頭） | 肉用牛　　　　（頭） |
| 養豚　　　　　（頭） | 養豚　　　　　（頭） |
| その他　　　　（羽） | その他　　　　（羽） |
| 飼料作物  作付面積 | （ha） | （ha） |
| 事業の概要 | ― |  |
| 資本構成内容  （組合員数、会員数等） | ― |  |

別紙２

**公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の**

**第三者への提供について**

　公益財団法人畜産近代化リース協会は、保有する個人情報等について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において、第三者に提供することがあります。

　①　借受者及び再貸付団体が行う最終借受予定者への貸付けに関する事務（貸付料等の請求を含む。）

　②　販売業者（施工業者等を含む。）との売買契約の締結

　③　公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱に基づく貸付施設の確認及び管理状況についての調査、技術指導等

　④　貸付施設に係る動産総合保険及び信用保険の契約の締結及び実施

　⑤　貸付申請経由機関による必要な調査、確認

　⑥　行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施

　⑦　地方競馬全国協会、畜産特定補助リース及び導入促進負担リースに係る事業実施主体等への報告

　⑧　貸付事業に関する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）

上記に記載された内容を確認し、同意しました。

令和　　 年　　 月　　 日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　殿

　　　　最終借受予定者　 住所又は所在地

　　　 　　　　　　氏名又は法人名

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　 （法人の場合、法人名並びに代表者の役職及び氏名をご記入ください。）

（酪農経営災害緊急支援対策事業（中央酪農会議補助事業）用

事　務　連　絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　令和４年４月

○○○○○○○組合

　　事務担当者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人畜産近代化リース協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　畜産事業部長

令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）

の作成に係る留意事項について

　酪農経営災害緊急支援対策事業に係る「令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース」）」の作成にあたっては、原則として、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）の業務方法書及び業務方法書実施要領に基づき作成しますが、一部は、畜産導入促進負担リース実施要領によるものとします。

　貸付申請書の作成に当たっては、下記事項について留意願います。

なお、不明な点がある場合は担当者まで別途、ご連絡願います。

記

１　貸付申請書の様式記の３の「機械施設の明細」の「貸付期間の短縮・延長又は中古機械の貸付け(13)」については、減価償却資産の耐用年数に関する省令で農業用設備は７年ですが、協会の貸付期間は６年（業務方法書実施要領第４の２号）としていますので留意願います。

したがって、６年以外の４年から５年（短縮）又は７年（延長）の貸付けを要望する場合は､その年数を記入願います。

２　様式記の４の最終借受者から徴収する転貸に係る事務手数料は、借受者が最終借受者から徴する事務手数料の率を記入願います。事務手数料を徴収しない場合は、「なし」と記載してください。

　ア　徴収の限度額

　　　負担残取得価額の１％相当額を限度とし、再貸付団体が実情を勘案の上、決定してください。

　イ　徴収の時期と回数

　　　第１回目の貸付料徴収時と最終回の貸付料徴収時との２回に分割徴収すること。ただし、事務手数料の額が少額の場合は第１回目の貸付料徴収時に１回で徴収しても差し支えない。

３　販売業者の見積書及びカタログについて

　　導入促進負担リースの場合は、事業実施主体に提出した見積書（当協会あての見積書でなくとも可。写しでも可）、カタログ（写しでも可）を提出願います。

　　なお、据付工事費等について、その他の経費（補助率がかからないもの）としてリースの対象にできます。

その他の経費を含めてリースを希望される場合は、その他の経費が明確になるように見積書を作成してください。この場合、取得に要する経費（取得価額）は、機械本体の価額（千円単位）とその他の経費（千円単位）の合計額（千円単位）となります。

４　酪農経営災害緊急支援対策事業（中央酪農会議補助事業）の補助金額について

　　令和4年度貸付けから、当協会の貸付けにおける譲渡価額については、取得価額の10％かゼロを選択できるようになった（これまでは一律10％）ので、ゼロを選択した場合、補助金の額は取得価額（税抜）の1/2となります。

**※　なお、交付される補助金額は、中央酪農会議からの交付決定額の範囲内となります。**

ＴＥＬ　　　０３－３５８４－０８９９（畜産事業部直通）

ＦＡＸ　　　０３－３５８４－０７５８

住　所　　〒１０６－００３２　東京都港区六本木２－１－１３